岩手県告示第251号

岩手県事務委任及び代決専決規則(平成 18 年岩手県規則第 64 号)別表第 1 に規定する別に定める補助金又は交付金のうち保健福祉部に係るものを次のように定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち保健福祉部に係るもの(平成 18 年岩手県告示第 478 号)は、平成 20 年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成 20 年 3 月 28 日

室課名	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
医療国保課	重度心身障害者(児)医療助成医療費補助、在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助、老人医
	療助成医療費補助、乳幼児、妊産婦医療助成医療費補助、母子家庭医療助成医療費補助、地域医療研究
	療的成区療質補助、乳切光、紅煙婦区療助成区療質補助、は 関補助、へき地診療所運営費補助、へき地医療拠点病院運営費補助、へき地患者輸送車整備費補助、へ
	き地診療所設備整備費補助、市町村医師養成事業費補助、臨床修練事業費補助、院内保育所夜間運営費
	補助、救急救命士病院実習受入事業費補助、病院群輪番制病院運営費補助(岩手県医療局に係る補助金
	に限る。)、病院群輪番制病院施設設備整備費補助、高度救命救急センター運営費補助、高度救命救急セ
	ンター設備整備費補助、救命救急センター運営費補助、災害拠点病院施設設備整備費補助、小児科救急
	医療支援事業費補助(岩手県医療局に係る補助金に限る。)、公的病院等特殊診療部門運営費補助、地域
	中核病院高度医療施設設備整備費補助、小児医療施設設備整備費補助、医療施設近代化施設整備費補助、
	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助、院内保育事業運営費補助(岩手県医療局に係る補助金に限
	る。)、看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助、看護師等養成所施設整備費補助、看護師勤務環境
	改善施設整備費補助、歯科衛生士養成所運営費補助及び岩手県調整交付金
保健衛生課	エイズ治療拠点病院整備費補助、難病特別対策推進事業費補助、感染症指定医療機関運営費補助及び腎
	不全対策医療設備整備費補助
地域福祉課	岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助、岩手県社会福祉協議会運営費補助、ボランティアセンタ
	一活動費補助、社会福祉経営サポート事業費補助、日常生活自立支援事業費補助、福祉サービス苦情解
	決事業費補助、生活福祉資金貸付事業推進費補助、生活福祉資金貸付金利子補給補助、社会福祉施設職
	員等退職手当共済事業費補助、市町村民生委員協議会活動費補助、災害援護資金貸付金利子補給補助及
	び生活保護事務委託交付金
長寿社会課	老人福祉施設等整備費補助(県南広域振興局の所管に係るものを除く。)、高齢者相互支援推進事業費補
	助、老人クラブ連合会健康づくり事業費補助、老人クラブ等活動推進員設置費補助、明るい長寿社会づ
	くり推進事業費補助、認知症介護指導者養成研修事業費補助、介護保険苦情処理体制整備費補助、介護
	支援専門員研修事業費補助、介護保険サービス利用者負担助成事業費補助、ご近所介護ステーション設
	置支援事業費補助、モデル介護支援ハウス整備費補助、診療施設情報高度化支援ネットワーク運営費補
	助及び地域支援事業交付金
障害保健福祉課	障害者支援施設整備費補助(県南広域振興局の所管に係るものを除く。)、小規模作業所緊急支援事業費
	補助、障害者自立支援基盤整備事業費補助、障害者職場実習設備等整備事業費補助、身体障害者グルー
	プリビング支援事業費補助、モデル介護支援ハウス整備費補助及び重症心身障害児施設奉仕舎運営費補
	助
児童家庭課	児童館等施設整備費補助(県南広域振興局の所管に係るものを除く。)、特定不妊治療費助成金、小児
	慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助、総合周産期母子医療センター運営費補助及び周産期医療
	施設設備整備費補助
	心以以用其間具性的